

見附市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年12月17日

見附市長 稲田亮

見附市条例第29号

見附市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

見附市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成21年見附市条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年12月29日から施行する。